

FusionPlace 使用権許諾契約書

有限会社ウォーターマーク・アプリケーションズ

2010年7月20日 第1.3版

※重要 すべての条件をお読みください。

前言

ソフトウェア FusionPlace をご使用頂くにあたり、お客様には、同ソフトウェアの所有者である有限会社ウォーターマーク・アプリケーションズ（以下、「当社」と呼びます）との間で、当使用権許諾契約書（以下、「当契約書」）に基づいて使用権許諾契約を締結頂く必要があります（ご試用の場合は、試用許諾契約によることも可能です）。

お客様は、当社にソフトウェア FusionPlace のライセンスご購入を申し込んだ時点で、当契約書の条項に従って当社との使用権許諾契約を締結する意思表示をしたこととなります（当然ながら、ご購入申し込み前に当契約書の内容を確認する手段やその機会を当社がご提供していることが前提です）。これに対して当社からは、お客様に注文請書をお送りし、当社が購入注文を受諾する意思表示とします。これによって双方の意思表示が合致し、使用権許諾契約（以下、「当契約」）が有効に成立します。

お客様がすでに、お客様のコンピュータにソフトウェア FusionPlace をインストールされている場合、インストーラの画面でのご同意により、試用許諾契約を当社との間で締結されています。お客様が当使用権許諾契約にもとづいて FusionPlace の使用を開始することにより、その試用許諾契約にもとづく使用許諾は終了します（試用許諾契約書第10条）。

お客様が、当社からソフトウェア FusionPlace のライセンスをご購入する都度、当契約書（または改訂された当契約書）にもとづく使用権許諾契約を一個締結することになります。したがってライセンスを複数回ご購入頂いた場合には、旧契約は破棄されず、ご購入回数分の契約が併存する点にご留意ください（本文第5条もご覧ください）。

本文

第1条 (定義)

当契約書で使用する用語を以下のように定義します。

1. 当社

「当社」とは登記上の本店を大阪府吹田市に置く有限会社ウォーターマーク・アプリケーションズを指します。

2. お客様

「お客様」とは、注文請書に記載された、当契約における当社の相手方を指します。

3. 当製品

「当製品」とは、当社が開発し著作権を有する計数管理用ソフトウェア FusionPlace およびそれに付随する初期設定データ、文書形式または電子形式のマニュアル・ヘルプファイルその他のドキュメンテーションを総称するものです。

4. 注文請書

「注文請書」とは、お客様からの購入申し込み（ご発注）に対して当社からお客様に発行される文書であって以下の事項を記載したものです。

- i. 当社がお客様の購入申し込みに応える意思を表示する文言
- ii. お客様の名称または呼称
- iii. 当契約に従って当社がお客様に対して許諾する使用権の期間・ユーザ数、対価の額
- iv. 使用権許諾契約の詳細が当契約書による旨を表示する文言

当契約書は注文請書を補完して当契約の内容を規定するものです。注文確認書等、異なる名称を付された文書であっても、上記事項が記載されていれば、その文書は当契約上の注文請書とみなされます。

5. 法人・団体

「法人・団体」とは、会社、公益法人等、民法・商法その他の法律によって認められた法人の他、組合など法人格はなくともその構成員から独立した計算で事業活動を行っている組織を含みます。

6. 社員

法人・団体の「社員」とは、法人・団体に雇用された者、労働者派遣契約のもとで法人・団体の指揮命令に服して働く者、法人・団体の取締役・監査役・理事等を含む法律で認められた役員、および、法人・団体の出資者で実際に法人・団体の業務を執行する者を指します。

7. グループ会社

法人・団体の「グループ会社」とは、以下のいずれかの条件に該当する法人・団体を指します。

- i. その法人・団体自身
- ii. その法人・団体が議決権数の 20%以上を所有している別の法人・団体
- iii. 公表決算上での、その法人・団体の連結子会社および持分法適用会社
- iv. その法人・団体が i から iii の条件によって他の法人・団体のグループ会社である場合における、その「他の法人・団体」の、i から iii の条件によるグループ会社

8. FusionPlace システム

「FusionPlace システム」とは、関係データベース管理システム(RDBMS)の用語で言う「データベース」であって、そのひな形あるいはその構造情報（スキーマ定義）が当製品に含めて当社から提供され、当製品が行う処理の対象となるデータが保存されるものを指します。データベースは複数のファイルからなることもありますが、そのような場合でも、当製品とともに使用される関係データベース管理システムがひとつのデータベースとして取り扱う複数のファイルを、ひとつの「FusionPlace システム」と定義します。

9. (FusionPlace システムの) 初期化

FusionPlace システムの「初期化」とは、FusionPlace システムを他の FusionPlace システムから合理的に区別するための乱数文字列である「システムキー」を生成し、システムの初期化時点を表す日付・時刻情報とともに、その FusionPlace システム中に記録する自動的な手続きです。当製品をコンピュータにインストールすると、その時点で、当該コンピュータに接続された記録装置上に、ひとつの FusionPlace システムが作成され、初期化されます。

インストールされた当製品は、そのインストール時に作成・初期化された FusionPlace システムを対象として使用しなければならない訳ではありません。すでに初期化された別の FusionPlace システムを対象として使用することも可能です。

10. ユーザアカウント

「ユーザアカウント」とは、FusionPlace システムを使用する各ユーザを識別し適切な権限を与えるために、FusionPlace システムに登録されるユーザの識別データおよび属性データです。管理者は、当製品の機能を用いて、個々のユーザアカウントを一時的に使用できないようにすることができます。これをユーザアカウントの「使用停止」と呼びます。また、使用停止されていないユーザアカウントのことを「アクティブ」なユーザアカウントと呼びます。

お客様は、当製品の特定の改訂版のご使用時には、個々のユーザアカウントを、「照会専用」と指定することができます。アクティブな照会専用ユーザアカウントを用いるユーザを「照会専用ユーザ」と呼びます。照会専用ユーザは、データの照会のみ可能です。

11. ライセンス許諾ファイル

「ライセンス許諾ファイル」とは、当社からお客様へ提供され、当製品の著作権許諾の条件が記録された電子ファイルです。当製品の機能を用いてライセンス許諾ファイルの内容を FusionPlace システムに組み込むことにより、当該システムに対して当製品を使用権許諾条件に従って使用することが可能になります。ライセンス許諾ファイルは、お客様が購入申し込みに際して当社に提示したシステムキーをもつ FusionPlace システムにしか組み込むことができません。

12. ライセンスチェック機能

「ライセンスチェック機能」とは、当製品のソフトウェアに組み込まれている機能であって、FusionPlace システムにおいて、アクティブなユーザアカウントの数が、当月において使用を許諾されているユーザ数を超えている場合に、マスターデータの内容を照会することおよびライセンスとユーザアカウントに関するデータを管理することを除き、当該 FusionPlace システムに対する当製品を用いたアクセスを制限するものです。ただし、アクティブな照会専用ユーザアカウント数のうち 10 を越える部分は、前記「アクティブなユーザアカウントの数」に算入されません。

当製品のソフトウェアの機能上、ライセンス管理権限を持つユーザは当機能の適用を停止することができます。ただし適用を停止した場合、ユーザのログイン時その他のタイミングで、ライセンスチェック機能が停止されている旨等を説明するメッセージが表示されることがあります。当契約上、当機能の適用を停止することが許されるのは第 11 条第 1 項に規定される場合のみです。

当機能は、コンピュータに内蔵された時計（以下、「システム時計」と呼びます）をもとに当月を判定します。日付の判定は、許諾対象 FusionPlace システムの初期化時に、初期化がなされたコンピュータで既定値として設定されていたタイムゾーンに準拠します。また、当機能は、FusionPlace システムに組み込み済みのライセンス許諾ファイルの内容に基づいて、各月において使用を許諾されているユーザ数を計算します。

13. モラトリアムキー

「モラトリアムキー」とは英数字の列であって、ライセンスチェック機能を停止する期間をあらわす情報をコード化したものです。当製品の機能を用いてモラトリアムキーを FusionPlace システムに組み込むことにより、モラトリアムキーによって指定された期間、ライセンスチェック機能が停止されます。契約の手続き上、当社からお客様へのライセンス許諾ファイルの提供が、当社の責に帰すべき事由で使用許諾期間の開始日に間に合わない等の場合、当社からお客様にモラトリアムキーをご提供することがあります。

14. (FusionPlace システムの) 再初期化

FusionPlace システムの「再初期化」とは、当製品のソフトウェアが提供する機能を用いて、初期化済みの FusionPlace システムの「システムキー」を再生成し、従前のシステムキーに代えてその新しいキーを FusionPlace システム中に記録するとともに、その FusionPlace システムに組み込まれていたライセンス許諾情報を消去する手続きです。

15. クライアントプログラム

当社が提供し、各ユーザが FusionPlace の機能にアクセスするために使用するプログラムです。当社が当製品に含めて使用を許諾する FusionPlace マネージャ・FusionPlace ブラウザ・Excel-Link はそれぞれクライアントプログラムの例です。

第 2 条 (使用権の許諾)

1. 当社はお客様に対して、当契約の各条項に従い、ひとつまたは複数の FusionPlace システム（以下、「許諾対象システム」と呼びます）を対象として当製品を使用する、非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾します。
2. 当契約の許諾対象システム、および、当契約のもとで各許諾対象システムを対象として当製品を使用できるユーザの数および使用許諾期間は、当契約の締結に伴って当社からお客様に発行する注文請書に記載されます。
注文請書には、各許諾対象システムについて、ユーザ数と使用許諾期間の組からなる許諾条件が複数記載されることがあります。この場合、(1)それぞれの許諾対象システムに対して、その許諾対象システムについて記載された許諾条件が適用され、(2)それぞれの許諾条件で指定されたユーザ数に対して、その許諾条件で指定された使用許諾期間が適用されます。
3. 使用許諾期間内の各月において、各許諾対象システムの照会専用ユーザが 10 名を超過する場合、10 名を除く照会専用ユーザに対しては、注文請書に記載されたユーザの数に含まれなくとも、当該許諾対象システムを対象として当製品を使用することを許諾します。ただし、他のアクティブなユーザアカウントの数が、その月において使用を許諾されているユーザ数を越えていないことを条件とします。
4. お客様は、お客様が許諾対象システムを対象として当製品の使用を許す各ユーザに対してそれぞれ別のユーザアカウントを割り当てなければなりません。お客様は、ひとりのユーザに複数のユーザアカウントを割り当ててもかまいません。ただしその場合、お客様は、当契約におけるユーザ数の計算において、その複数のユーザアカウントがそれぞれひとりのユーザと数えられることを承諾するものとします。
5. ひとつのユーザアカウントを用いてひとつのクライアントプログラムで運用できるセッション（ログイン以降ログアウトまたはクライアントプログラム終了までの業務）の数はひとつに限られます。
6. 当契約は、許諾対象システムを対象として当製品を実際に操作するユーザの資格を制限しません。ただし、お客様と当社との関係においては、これらのユーザの行為に関する責任一切をお客様が負うこととします。お客様は、お客様がその行為を十分に監督できない者が許諾対象システムにアクセスし得ないように、十分な注意をもって措置する責任を負います。
7. お客様が、お客様のグループ会社の社員に対して、あるいはお客様のグループ会社から当製品を用いる業務を委託された法人・団体の社員に対して、許諾対象システムを対象として当製品の使用を許す場合、お客様はその使用に対する対価をグループ会社から受け取ってもかまいません。

上記の場合を除き、お客様は許諾対象システムを対象として当契約のもとでユーザが当製品を使用することに関して一切の対価を受け取ってはならないし、また、お客様が提供する有償サービスの一部として、当製品をそのサービスの受益者に使用させてはなりません。

8. お客様は、第 11 条第 1 項に規定する場合を除き、許諾対象システムを対象とした当製品の使用において、ライセンスチェック機能を適用するとともに、この機能が適切に働くよう、システム時計を調整する責任を負います。具体的には、お客様は、当製品のインストール中及び当製品に含まれるソフトウェアの実行中において（すなわち、インストール後でソフトウェアの初回起動前の期間、および、ソフトウェアを停止した場合における再起動前の期間を除き）以下の条件が満たされるようにする責任を負います。
- i. 正しい日付・時刻を基準として、システム時計の指す日付・時刻の誤差が 24 時間以内となるように保つこと。
 - ii. システム時計の指す日付・時刻が過去に戻って繰り返されないようにすること。

なお、お客様および当社は、本項 i に起因して、当製品のライセンスチェック機能による使用許諾期間開始終了日時の判定に、24 時間以内の誤差が生ずることを許容するものとします。

9. お客様は、バックアップ・監査・災害復旧のため合理的に必要な範囲で、当製品を複製することができるものとします。
10. 許諾対象システムはデータベースであるため、複製することが技術的に可能ですが、お客様は、以下の場合を除いて、各許諾対象システムの原本とその複製、あるいはその複数の複製を同時に対象にして、当製品を稼働または使用してはなりません。
- i. 許諾対象システムの複製を再初期化した上で、その複製に係る新たな使用权許諾契約を当社と締結して使用する場合。この場合、再初期化された複製は元の原本とは別の新たな原本とみなされます。
 - ii. バックアップされた許諾対象システムの内容の照会のみ行い、変更しない場合。
 - iii. 当製品の改訂版が、お客様のご利用環境と適合するかを、改訂版の適用前にテストする場合

ただし、iii の場合、テストに用いる複製は、テストを行なうためののみ一時的に使用されるのであって、恒常的には使用されないことを条件とします。従って、お客様は、その複製をテストの終了後速やかに破棄するものとします。

第3条 (ライセンス許諾ファイルとモラトリアムキーの管理)

1. 当契約のもとで、当社からお客様に、ライセンス許諾ファイルおよびモラトリアムキーのいずれか一方または両方を提供することがあります。許諾対象システムを対象として当製品を使用するために、当社から提供されたライセンス許諾ファイルおよびモラトリアムキーを、許諾対象システムに組み込む必要があることを、お客様は承諾します。
2. お客様は、当社からお客様に提供されたライセンス許諾ファイルおよびモラトリアムキーを管理する責任がお客様に属するとともに、第9条第2項に規定された場合を除き、当社は再提供に応じられない場合があること、また再提供に際して手数料をご請求する場合があることを承諾します。
3. 当契約のもとで当社からお客様に提供されたライセンス許諾ファイルとモラトリアムキーを、許諾対象システム以外の FusionPlace システムに組み込むこと、および、お客様の社員以外に漏洩することは禁じられます。

第4条 (許諾の対価)

使用権の許諾を受ける対価として、お客様は、当契約の締結に伴って当社からお客様に発行する注文請書に記載された対価の額を支払うものとします。なお、お客様が注文請書を受領した時点で対価を支払い済みの場合を除き、支払方法・支払期日は同注文請書に記載された条件に従うものとします。

第5条 (契約の併存)

1. お客様と当社の間、許諾対象システムを対象とする当製品の使用に関して当契約とは別の使用権許諾契約がすでに存在する場合、当該契約にて特に規定されていない限り、当契約は当該契約を変更・破棄・終了しません。すなわち、当該契約と当契約は別個の契約として併存します。
2. 許諾対象システムを対象とする当製品の使用に関して当契約の後に別個の使用権許諾契約（以下、新契約と呼びます）がお客様と当社間に締結され、当契約の特定の条項（以下、旧条項と呼びます）と新契約の特定の条項（以下、新条項と呼びます）を同時に遵守することが論理的に不可能である場合、旧条項は削除され、新条項の規定が当契約にも適用されるものとします。

第6条 (製品の改訂版)

1. 当社は当製品の瑕疵を修正し機能を変更した改訂版をリリースすることがあります。改訂版がリリースされた場合、お客様はその改訂版をインストールし、当契約のもとで、当契約の許諾対象システムに対して使用することができます。
2. 当社が提供する特定の製品が当製品の改訂版であるかは、その製品の名称に係らず当社の指定によります。
3. 当契約の許諾対象システムを、当製品の改訂版と組み合わせて使用できるようにするには、お客様の側においてデータベース移行等のための処置が必要となる場合があること、および、いったんその処置を行った許諾対象システムを、改訂前の当製品と組み合わせて使用することはできない場合があることを、お客様は承諾します。
4. お客様が当製品の改訂版を当契約の許諾対象システムに対して使用する場合、当契約書の各条項のうち当製品の機能に依存するものは、製品の改訂版の提供に際して、その改訂版の機能に適合するよう修正して当社が公開する当契約書の改訂版の該当条項により置き換えられることとします。

第7条（知的所有権等の帰属）

1. 当契約は、当社がお客様に対して当製品の使用を許諾するものであり、当製品を譲渡するものではありません。
2. 当製品に関する著作権・商標権・特許権・その他の工業所有権はすべて、当社かあるいは当社に対する供給者が有しており、当契約によってお客様に移転するものではないことに、お客様は同意します。
3. お客様は、当製品の技術上の情報、製品化に関するアイデア、インターフェース、その他のノウハウの全て（以下、「ノウハウ等」）が、当社かあるいは当社に対する供給者に属することに同意します。お客様は、前記ノウハウ等が公知である場合を除き、故意・過失を問わずそれを第三者に漏洩してはなりません。またお客様は、前記ノウハウ等をお客様自身によるソフトウェア開発に流用してはなりません。
4. 当製品のインストーラがインストールするソフトウェアには当社以外の第三者が著作権を持つものが含まれる場合があります。そのようなソフトウェアはお客様の便宜のために提供されたものであり、使用条件はそのソフトウェアに関する使用許諾契約書に従わなければなりません。当契約は、そうしたソフトウェアについて何らの権利を供与するものでもありません

第8条（禁止事項）

お客様は、以下の行為を行ってはならず、またお客様の管理のもとで第三者がかかる行為をすることを防止しなければなりません。

- i. 当製品の使用を、第三者に対して再許諾すること。
- ii. 当製品に含まれるソフトウェアを改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルすること。
- iii. お客様または第三者が作成したソフトウェアを用いるなどの手段で、製品が提供する公開されたインターフェースを介さずに内容を改変した FusionPlace システムに対して、当製品を使用すること。ただし、バックアップファイルをもとにデータ内容を変更せずデータベースを再作成（リストア）する行為は、内容の改変にはあたらないものとします。また、改変に用いたソフトウェアの使用を当社が明示的に承認している場合を除きます。
- iv. 当製品に含まれるドキュメントの複製物を販売、頒布すること。

第 9 条 （限定保証）

1. 当社は、当製品が日本における第三者の知的所有権を侵害していないことを保証し、第三者から侵害に基づく請求がある場合には、お客様を防御し、免責するものとします。但し、以下をその条件とします。
 - i) お客様は、かかる請求を受けた場合、その旨と内容を、文書によって速やかに当社に通知すること。
 - ii) お客様は、かかる請求に関連して当社が自らの諸権利を防御するにあたり、合理的に必要とされる範囲で当社に協力すること。
 - iii) お客様は、紛争解決について必要な範囲で決定権限を当社に委ねること。
 - iv) お客様が、当契約の各条項に違反していないこと。
2. 当契約のもとで、当製品あるいはライセンス許諾ファイル・モラトリアムキー等をお客様に提供するために当社が用いた配給媒体に物理的毀損があり、コンピュータによる読み取りが不可能である場合、当社は媒体の交換に応じます。ただし、この保証は、お客様が、前記配給媒体を受け取ってから 90 日以内に、当社に通知しかつ前記配給媒体を返送した場合に限定されます。また、毀損がお客様の故意または過失による場合を除きます。
3. 第 1 項および第 2 項所定の保証を除き、当製品は「現状のまま」提供されます。当社は、お客様に対して、当製品がお客様の特定の目的に適合することを保証するものではありません。また当社は、当製品の信頼性・可用性・適時性・品質・性能・適合性・真実性・正確性および完全性・無瑕疵であることについて保証を行いません。
4. 本条は、当製品に関して、当社がお客様に対して提供する黙示および明示の保証の

全てを規定したものです。

第 10 条（契約違反時の措置）

1. お客様が当契約に違反する行為を行った場合、もしくは行ったことが判明した場合、お客様は、2 週間以内に、当製品の一切の使用を中止し全てのハードウェアから当製品を消去しなければなりません。
2. お客様が、当製品の使用权を第三者に対して有償で許諾するなど、当契約の違反行為により収益を得た場合には、当社は、当社の選択により、当該収益金額または当社の逸失利益額のいずれかを損害額として請求できるものとします。
3. 前項の規定は当社からお客様に対する損害賠償の請求に限定を設けるものではありません。

第 11 条（使用权許諾業務停止時の措置）

1. 当契約による使用权許諾期間中に、災害その他の事由により当社が当製品に関する使用权許諾業務を一時停止する状況が生じたときは、その状況が解消するまでの期間に限り、当契約による使用权許諾期間の終了後であっても、お客様は、当製品のライセンスチェック機能の適用を停止し、許諾対象システムを対象として当製品を使用してよいこととします。
2. 当社が当製品の使用权許諾業務を恒久的に停止する場合には、当社は、お客様がユーザアカウント数の制約なく許諾対象システムを対象として当製品の最新の改訂版を使用し続けることを可能にするモラトリアムキーを、お客様に提供するものとします。
3. 前項のモラトリアムキーは、お客様に個別に通知されるかわりに、インターネット上で当社が運営する Web サイトのページに掲載する等の手段でお客様に提供されることもあります。

第 12 条（免責）

1. 当社はお客様に対して、当製品を使用したことあるいは使用できなかったことにより生じた損害について責任を負いません。ただし、当社の故意または過失に基づいて生じたお客様の損害についてはこの限りではありません。
2. 前項ただし書きの規定により、当社がお客様の損害に対して責任を負う場合、その責任額については、当製品の使用が第三者の知的所有権の侵害となった場合を除き、請求原因の如何に係らず直接の結果として被った通常かつ現実の損害額に限定さ

れるものとし、かつ、当契約にもとづいてお客様が当社に支払い済の対価の総額を越えないものとします。

第 13 条（使用許諾の終了）

1. 当契約による使用許諾は次のいずれかの場合に終了することとします。
 - i. 各許諾対象システムについて、当契約でのすべての使用許諾期間が終了した場合
 - ii. お客様が当契約のいずれかの条項に違反した場合
2. 使用許諾の終了後も、当契約での合意事項はお客様と当社を拘束するものとします。

第 14 条（一般条項）

1. 当契約書は、当契約の締結に伴って当社からお客様に発行する注文請書と合わせて、当契約についてお客様と当社の合意のすべてを表すものであり、当契約の主要事項に関する従前の口頭または書面による合意のすべてに明示的に優先しこれを廃棄するものです。お客様と当社は、この契約書と前記注文請書に含まれないいかなる表明をも根拠として当契約を締結するものではないことを承認します。当契約書が前記注文請書に別段の規定がある場合を除き、当契約は、お客様と当社が書面により締結した修正契約によってのみ補完、修正されます。その他の書面におけるいかなる追加的なあるいは矛盾する条件も効力を有しません。
2. 当契約の規定又はその一部が、準拠法に基づき無効または執行不能と判断された場合には、かかる規定またはその該当部分は当契約から削除され、当契約の残存規定または当該規定の残余部分を無効にするものではありません。
3. 当契約は、日本国の輸出管理に関する法令に服するものとし、お客様は、かかる適用法令のすべてを遵守することに同意します。
4. 当契約の規定は、お客様と当社それぞれの事業の承継人ならびに譲受人を拘束します。
5. 当契約は日本法を準拠法とします。当契約に関し紛争が生じ、訴訟により解決する必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

以上

文書名：	FusionPlace 使用権許諾契約書
文書バージョン：	1.3.0
公開日：	2010年7月20日